

自衛官の国会出席問題を考える

外交防衛委員会 専門員

ほりた みつあき
堀田 光明

昨年1月、防衛庁は長年の悲願であった防衛省昇格を果たし、自衛隊は国の防衛という主任務に加え、新たに国際平和協力活動などの本来任務化が行われた。これらは、長年にわたり憲法との関係を問われてきた防衛庁・自衛隊が国民の理解の下で、改めてその存在を認められたものであると理解される。

しかし、前防衛事務次官の収賄事件、米艦艇への給油量取り違え事案、補給艦の航泊日誌誤破棄事案等の問題で、防衛省の体質やシビリアンコントロール問題がたびたび指摘され、政府は「防衛省改革会議」、防衛省は「文民統制の徹底を図るための抜本的対策検討委員会」を設置するなど、記念すべき年は同時に抜本的な改革を求められることとなった。

その一方で、自衛官（いわゆる制服組）の国会答弁を検討すべきとの意見が再び出された。これまで、さまざまな経緯の中で、我が国の国会論議において現役の制服組が出席し、答弁した例は昭和34年の戦闘機の機種選定（第1次F X）問題以降はない。

平成10年に、制服組の国会等との接触を阻害していた保安庁時代の訓令が廃止され、現在、法的に阻害するものはないが、政府は、政策論議を行う国会における答弁は大臣を補佐する内局が行う、それ以外の問題なら国会が決めることだとの立場のようである。

国会における安全保障論議の場合、軍事情勢や現地情勢の一次情報を独自に入手できず、また、兵器の性能や運用等の実態が分からないという困難性がある。勿論、これらを補完するため、外部の軍事専門家や制服OB等の知識を活用して実体的な論議を行っているが、一番確実なことは、現場を熟知し、これらに精通している現役自衛官と直接論議ができれば、国民にとって有意義な安全保障論議が行われることと思う。また、一部にある我が国の国益に関わる重要な政策、法案を審議する国会が政策主張的、観念的論議中心で実態を踏まえた現実的な論議をしていないという批判に答えることにもなるのではないか。

現在、直ちに制服組を政府参考人のような位置付けで審議を行うことには異論も多いと思うが、我が国の安全保障論議が現実性を重んじ、新たな脅威への対処という困難な時代を迎えていることを考えると、例えば、周辺の軍事情勢分析や装備の性能・運用構想等に限定して説明を聴取し、質疑を行うことから始めてもよいのではないかと考える。

この場合、制服組はどうしても有事に身を賭して戦うという任務から、軍事的合理性を重視した防衛分野に力点を置き、一方、政治（シビリアン）は有事を未然に防止するという安全保障分野に力点を置きがちという特性がある。しかし、真のシビリアンコントロールを確保するためには、まずはお互いが何を考え、どのような思考方法をとるのかを知り、信頼関係を醸成することが重要である。そのような中では、互いの認識が違うことも当然あるが、少なくとも不信任を伴わない意見の対立にはなることと思う。